

第12次江別市交通安全計画(素案)の概要

第1部 総 論

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

- ・根 拠 交通安全対策基本法第26条
(陸上交通安全に関する総合的・
長期的な施策の大綱)
- ・策定主体 江別市交通安全対策会議
- ・期 間 令和8年度～令和12年度 (5年間)

2 計画の基本理念

- ・交通事故のないまちを目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- ・救助・救急活動及び被害者支援の充実
- ・参加・協働型の交通安全活動の推進

3 計画推進における留意事項

- ・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・地域ぐるみの交通安全対策の推進

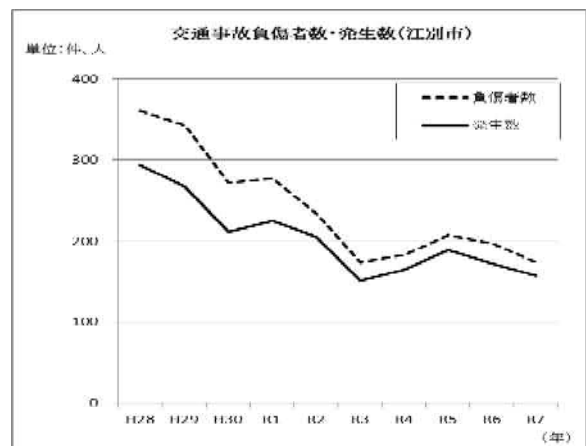
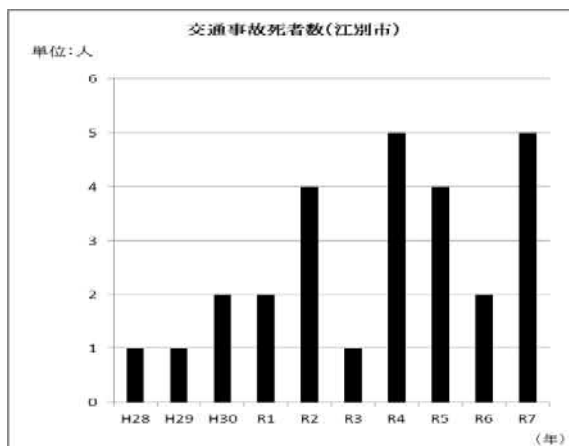
4 計画期間において特に注視すべき事項

- ・人手不足への対応
- ・増加する外国人運転者等への対応
- ・先進技術導入への対応
- ・高まる安全への要請と交通安全

第2章 交通事故の現状等

○道路交通事故の現状

第11次交通安全計画の目標「年間の交通事故死亡者数をゼロにする」は達成できてはいないが、事故そのものの発生や負傷者数は減少傾向である。



○踏切事故の状況等

平成24年に1件発生して以降、踏切事故は起こっていない。

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

○年間の交通事故死亡者数をゼロにする。

※この数値目標は、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者数を確実に減少させることを目指すものとします。

2 踏切道における交通の安全についての目標

○踏切事故の発生を極力防止

第4章 重点課題

1 高齢者、子ども、障がい者等の交通安全確保
(交通安全教室、歩道の整備など)

2 飲酒運転の根絶
(飲酒運転を根絶するための社会環境づくり)

3 スピードダウンとシートベルトの全席着用
(速度超過の危険性について積極的な情報発信と
シートベルトの必要性について啓発)

4 自転車及び小型モビリティの法令遵守の徹底
と安全対策の推進
(交通ルール・マナーに関する交通安全教育など)

5 外国人の交通安全対策の推進
(外国人に向けた交通安全教育や広報啓発)

6 踏切道における交通安全対策
(より効果的な対策の推進)

7 冬季の交通の安全
(環境に対応した対策など)

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

- 1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (通学路等における交通安全の確保、法定速度引き下げ
周知のための広報啓発 など)
- 2 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 (歩行空間の段差解消 など)
- 3 自転車利用環境の整備 (放置自転車を減らし、車道の快適通行の確保 など)
- 4 公共交通機関利用の促進 (積極的な情報提供による公共交通機関の利用促進 など)
- 5 災害等に備えた道路交通情報の提供 (インターネット等を活用した交通情報の提供 など)
- 6 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (日々のパトロールや点検による道路の維持管理 など)
- 7 冬季道路交通環境の整備 (冬季の特性に対応した道路交通環境の整備 など)

第2章 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (幼児、高齢者等に対する交通安全教育の推進 など)
- 2 効果的な交通安全教育の推進 (参加・体験・実践型の教育方法の積極的な活用 など)
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (交通安全運動、「ハンドサインでストップ運動」、
「ながらスマホ」対策の強化 など)
- 4 交通安全活動支援 (安全安心講座等の開催)

第3章 救助・救急活動の充実

- 1 心肺蘇生法等の応急手当普及啓発活動の推進 (講習会等の普及啓発活動の推進 など)
- 2 救急救命士の養成、配置等の促進及び研修体制の充実 (研修・病院実習等の実施促進 など)
- 3 救助・救急施設等の整備の推進 (救助用資機材等の整備推進 など)

第4章 被害者支援の充実

- 1 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (北海道交通事故相談所等との連携 など)
- 2 交通遺児に対する経済的支援の周知 (養育手当支給による遺児の健全育成 など)

第5章 踏切道における交通の安全

- 1 啓発活動の実施 (ホームページ等によるルールやマナーの啓発 など)
- 2 効果的な対策の要望 (必要に応じて、効果的な対策を JR 北海道への要望)